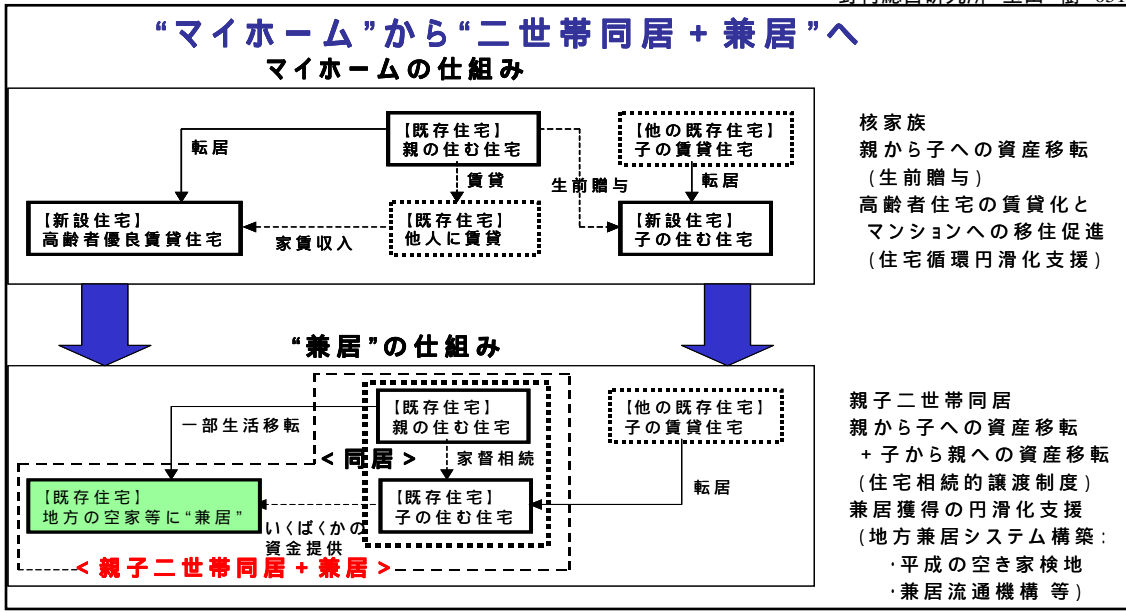


自己能力を取り戻す住まい方(マイホームの反省)

核家族からファミリー住まいへ(同居、近居)

地方“兼居”
 (二世帯同居+兼居)



地方兼居にともなう住民税の付替え

地方の 税 収	2001年度実績 (億円)	
	税収総額	個人住民税計
大都市圏計	134,384	30,270
地方計	123,615	25,807
全国計	257,999	56,077

注) 大都市圏: 東京・一都三県、愛知・三重県、大阪・京都府・兵庫県
出所) 地方財政統計年報

若者20%戻らず

地方逸失分 6,500億円
(= 25807 ÷ 0.8 - 25807)

大都市住民の2.4ヵ月分の地方兼居の実践
(= 6500 ÷ 30270 × 12ヵ月)

大都市から地方へ、6,500億円の住民税の付替え
(地方兼居の1%の市場をとれば、65億円の増収) = 地方間の新しい競争

住民税を本居と兼居で按分する仕組み

ふるさと寄付金控除の活用
兼居市町村に、住民税相当額を寄付し、この寄付分を本居市町村で税控除する。
(現在の仕組みは、平成5年度から行われている。出身地を問わず、全国どこに寄付してもよい。ただし、住民税は10万円を超える分、所得税は1万円を超える分を対象にした“所得控除”であるため、例えば20万円の寄付に対して5万円程度の税の軽減に止まる。)

本居で徴収された住民税を事後的に本居と兼居で按分

- 1 納税者個人単位ごとの按分
電気メーターの稼働、あるいはユビキタスネットワークのセンサーによる所在確認などを通して、兼居時間を計測し、その時間比に応じて、本居で徴収された住民税を兼居地域に按分する。
- 2 マクロな方法による按分
観光入込み客数のように、兼居市町村における年間を通した“兼居入込み数”を推計把握する方法を確立し、それを全国に適用することによって、本居と兼居の市町村相互の兼居移動台帳を作成し、これにもとづき、本居で徴収された住民税を兼居市町村に付け替える。

兼居を地方交付税の算定基準に組み込む
の方法が、適正に行われることが確認され次第、この兼居居住分を地方交付税の算定基準の人口要件に準ずるものとして扱う。

地方の“財源復元機能”の獲得

出所) “地方“兼居”の構想～少子高齢化時代の地方活力の再設計” 玉田 地方財務2004年7月 ぎょうせい